



# 鳥取県公報

平成18年 5月30日(火)  
第 7 7 9 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（2件）（383・384） （東部総合事務所県民局）.....	1
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意（385）（水産課）.....	2
調達公告	随意契約の相手方の決定（2件）（広報課）.....	3
	随意契約の相手方の決定（2件）（管理課）.....	3
	一般競争入札の実施（教育委員会教育環境課）.....	4

## 告 示

### 鳥取県告示第383号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成18年7月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 5月30日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成18年 5月 8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとりフィルムコミッション

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

清水増夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市東品治町111 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、映画が文化的な意味を持つことを重視し、映画等のロケーション支援、映画祭、出前映画上映会等の事業を行い、多くの人々がロケ撮影、映画鑑賞会等に協力・支援・参加するとともに、映画関係者と交流し、映画を通して文化振興を図る。また、ロケ撮影による観光振興、経済効果を促し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

役員の定数

#### 鳥取県告示第384号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成18年7月11日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 5月30日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成18年 5月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北東亜交流 T M L 創研

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

河本義雄

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市桜谷158 - 19

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

本会は、結婚できない人々の拡大情勢を重い社会課題と捉え、その改善行動は、これからの地域づくり及び人権擁護の推進を進展させるために緊要な事項と規定する。すなわち結婚問題が円満な社会づくりは、地域福祉増進の根幹を占めるとの理念である。

よって本会は、すべての人々が結婚し、子どもを育てる喜びが共有できる地域社会実現に、(1). 不特定多数の人々に対して国際結婚（対象地域：北東アジアに特定）を推奨し、その実現促進支援活動を行う。(2). 外国人配偶者を迎え入れる体制として、私塾（追って公認授権）日本語学校（日本料理、日本文化講座併設）の常設を行う。公認授権後は、一般留学生の受け入れ事業も実施する。(3). 国際協力活動の推進のため、外国人との協働から生まれる、公益寄与及び地域産業の振興が期待できる特殊技術陣等の招聘活動と貿易活動を行う。

これらから、社会教育活動、少子化社会及び過疎化社会の改善活動が推進できることを確信し、前記各項とあわせ目的とする。

6 定款の変更事項

目的及び事業の種類

#### 鳥取県告示第385号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、米子加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成18年 5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- |   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 調達件名及び数量             | 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式   |
| 2 | 契 約 方 式              | 随意契約   |
| 3 | 契 約 日                | 平成18年 4月 1日  |
| 4 | 契約の相手方の名称<br>及び所在地   | 株式会社新日本海新聞社<br>鳥取市富安二丁目137   |
| 5 | 契 約 金 額              | 40,819,537円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 | 随意契約による理由            | 特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号） |
| 7 | 契約事務担当部局の<br>名称及び所在地 | 鳥取県企画部広報課<br>鳥取市東町一丁目220   |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- |   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 調達件名及び数量             | 県政広報番組「とっとりWhy?」の制作及び放送  |
| 2 | 契 約 方 式              | 随意契約   |
| 3 | 契 約 日                | 平成18年 4月 1日  |
| 4 | 契約の相手方の名称<br>及び所在地   | 日本海テレビジョン放送株式会社<br>鳥取市田園町四丁目360  |
| 5 | 契 約 金 額              | 35,794,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 | 随意契約による理由            | 特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号） |
| 7 | 契約事務担当部局の<br>名称及び所在地 | 鳥取県企画部広報課<br>鳥取市東町一丁目220   |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 新土木設計積算システムの賃貸借及び保守業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成18年 3月31日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 67,467,330円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県県土整備部管理課  
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 鳥取県新工事進行管理システム及び鳥取県電子調達システムの運用保守業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成18年 4月 1日
- 4 契約の相手方の名称 株式会社日立情報システムズ 岡山支店  
及び所在地 岡山県岡山市丸の内一丁目 1 - 17
- 5 契約金額 39,369,750円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県県土整備部管理課  
鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達内容

## (1) 借入物品等の名称及び数量

パソコンシステムの賃貸借及び保守業務 一式

## (2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

## (3) 借入期間

平成18年9月1日から平成22年8月31日まで

## (4) 納入期限

平成18年8月31日(木)

## (5) 納入場所

米子市長砂町216 鳥取県立米子南高等学校

## (6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品等に係る1月当たりの単価(保守料を含む。)の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうちリース又はレンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年6月29日(木)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

## (3) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品等の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## (4) 平成18年5月30日(火)から同年7月10日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立米子南高等学校

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒683-0033 米子市長砂町216

鳥取県立米子南高等学校

電話 0859-33-1641

## (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年5月30日(火)から同年6月30日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

## (4) 入札説明会の日時及び場所

平成18年6月20日(火)午後1時30分

鳥取県立米子南高等学校 応接室

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年7月10日(月)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(金)午後5時までとする。)

鳥取県立米子南高等学校 応接室

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年6月30日(金)午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance personal computer system 1 set

(2) Time - limit for submission of documents for qualification confirmation: 5 : 00PM. 30, June, 2006

(3) Time - limit for submission of tenders : 1 : 30PM. 10, July, 2006

(Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5 : 00PM. 7, July, 2006)

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Yonago Minami Senior High School 216 nagasuna-cho  
Yonago-shi 683 - 0033 Japan

TEL : 0859 - 33 - 1641

